

投資情報

外商投資企業の設立・変更を届出管理に

2016年10月8日、中国の商務部は「外商投資企業の設立及び変更における届出管理に関する暫定弁法」(商務部令[2016]3号、以下“本暫定弁法”と表記)を公布し、同日施行しました。これにより、外商投資企業の設立と変更は、政府が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない場合、従来の商務部門等による審査・認可を経ることなく、指定オンラインシステムによる関連資料の届出(中国語で「備案」)のみで行えるようになりました。また、届出のタイミングについては、設立の届出の場合は、企業名称の事前審査を受け許可された後、または営業許可証受領後30日以内、変更の届出の場合は、変更事項発生後30日以内と規定されています。

本暫定弁法は、先月、全国人民代表大会において外商投資関連法規(「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」等)の改正が承認されたことを受け、公布されたものです。なお、当該外商投資関連法規の改正を受け、外商投資企業の設立や変更につき、国家発展改革委員会や国家工商行政管理総局(工商総局)なども関連通達を公布しました。以下、本暫定弁法とこれらの通達の関連規定について簡単に整理するとともに、届出管理上の留意点をまとめます。

ほか、商務部は本暫定弁法公布に先立ち、意見募集稿を公表しパブリックコメントを募集していました。具体的な届出手続きはほぼ意見募集稿を踏襲した形となっており、その詳細は先月号¹をご参照ください。

1. 外商投資企業の設立等の手続き

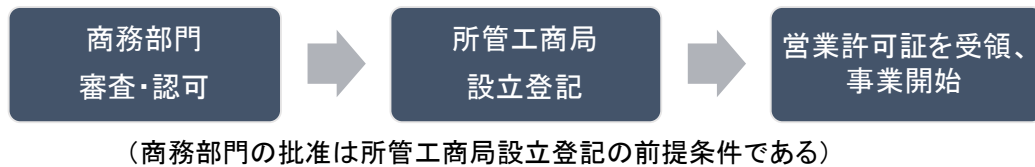
2016年9月30日、工商総局は「外商投資企業に対して届出管理実行後の関連登記・登録業務の適切な遂行に関する通達」(工商企注字[2016]189号、以下“本通達”と表記)を公布しました。外商投資企業の設立と変更について、政府が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない場合は、商務部門の審査・認可を前提とせず、所管工商局がその登記登録を直接受理できるようになりました。

外商投資の誘致政策を実施して以来、中国政府は30年間にわたり海外投資家が中国で投資を行うことの可否につきプロジェクトごとに慎重な審査を行ってきました。海外投資家が中国で投資し事業開始するまで、まず投資プロジェクトにつき所管国家発展改革委員会の審査・認可を受け、さらに設立可否等につき商務部門による審査・認可を経てから初めて所管工商局で設立等の登記を行い、営業許可証を受領し、営業が開始できるようになっていました。このため海外投資家は、審査・認可を受けるために多大な時間やエネルギー、費用等を費やし、なかには、事業構想から、事業開始するまで時間がかかり過ぎ、投資を断念したり、商機を逃してしまったりする投資家もありました。本暫定弁法と本通達の公布により、外商投資企業の設立等について、商務部門の審査・認可が不要な案件は直接所管工商局で営業登記等を行い、営業許可証を入手してから30日以内に関連資料を商務部のオンラインシステム(正式名は外商投資統合管理システム)経由で届出を行えばよいこととなりました。よって外商投資企業の設立等に関する行政手続きが簡素になり、外商投資を行いやすい環境が整いつつあります。

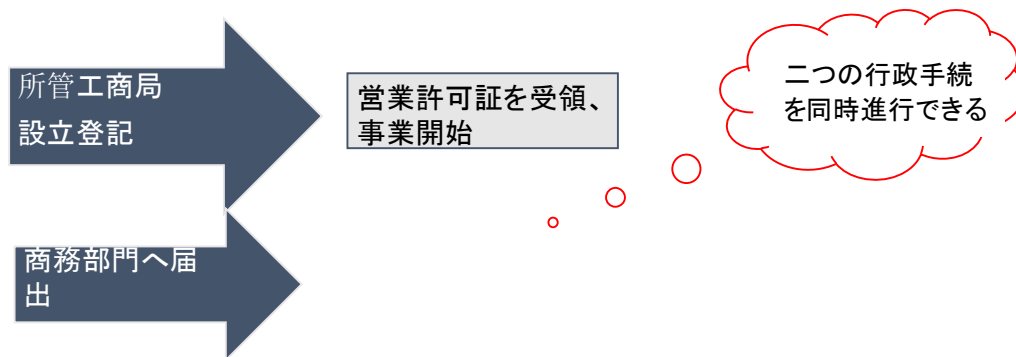
¹ デロイトトーマツ チャイナ ニュース(2016年9月号)<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/international-business-support/articles/qbs/tcnvol166-toushijyouhou.html>

【イメージ図:外商投資企業の設立等に関する行政手続】

【従前】



【本暫定弁法施行後】



2. 外商投資参入特別管理措置の分野とは

本暫定弁法によると、国家が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない外商投資企業の設立及び変更が届出管理の対象とされます。「外商投資参入特別管理措置の分野」については、国家発展改革委員会と商務部の連名で公布された「公告 2016 年第 22 号」において明確化されています。すなわち、「外商投資産業指導目録(2015 年改訂)」の制限類、禁止類、及び奨励類における持分比率・高級管理者に関する要求のあるものは、その投資金額と投資形態(新設または M&A 等)に関わらず、設立や変更等に際し従来通り審査・認可を受ける必要があるとされます。

3. 届出対象事項

本暫定弁法によると、外商投資企業の設立及び変更は届出対象事項となります。しかし、外商投資企業の買収や組織再編等により外商投資企業の設立及び変更を行う場合は本暫定弁法は適用されず、従来の審査制度を適用します。具体的には、

- 国内企業への追加出資等により外商投資者が国内非外商投資企業を買収する場合
この場合には、「外国投資者による国内企業を買収に関する規定」(商務部令 2009 年第 6 号)に準拠するとされる。
- 国内非外商投資企業のうち、上場企業を買収する場合
この際「外国投資者による上場企業への戦略投資の管理弁法」(商務部、証監会、税務総局、工商総局、外貨管理局令 2005 年第 28 号)に従うとされる。

また、外国投資者が国内非外商投資企業を買収後、その外商投資企業に発生した変更事項については届出管理対象となります。

なお、本暫定弁法において、持分等の変更は変更届出事項と規定されていますが、外商投資の上場会社や全国中小企業株式譲渡システムに登録されている会社については、例外的に、外国投資者による持分比率の変動が累計 5%を超えた場合、または相対的な支配地位に変更があった場合のみ、当局への届出が必要となります。

4. 適用対象

本暫定弁法の適用対象は中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業並びに外商投資株式会社を含みます。また、同弁法 32 条に従い、投資類外商投資企業、例えば投資性企業、創業投資企業も外国投資者と見なされ、本暫定弁法の適用対象となります。

5. 当局による監督事項

届出管理の導入と同時に、当局は事後管理監督を強化することとなり、以下の事項につき外商投資企業及びその投資者に対して監督検査を行うとされています。

- 本暫定弁法に従い届出手続を行ったか
- 届出情報は真実で、正確で、完全であるか
- 国家が規定する外商投資参入特別管理措置の投資禁止分野で投資・経営を行っていないか
- 審査・認可を受けずに国家が規定する外商投資参入特別管理措置の投資制限分野で投資・経営を行っていないか
- 国家安全審査に抵触する状況が存在していないか
- 「届出受領書」を偽造・改ざん・貸出・借用・譲渡していないか
- 商務部門による行政処罰の決定を履行しているか

6. その他注意点

- 合併・会社分割・減資等の事項につき、関連法規により公告する必要がある場合、届出手続を行う際に法に基づく公告手続の進行状況を説明する必要がある。
- 届出資料の原文は外国語の場合、中国語翻訳を合わせて提出する必要がある。

以上、外商投資企業の設立及び変更につき、届出管理が施行されることにより、行政手続が大幅に簡素化され、企業負担が大幅に軽減されることが期待できます。今後も、「外商投資産業指導目録」等を含む、外商投資関連の法律規定が改訂されると予想されますので、当局の動向に留意する必要があります。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC